

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて



■ 概要

- これまでの対策
- 再評価の実施の経緯
- 食品健康影響評価を踏まえた対応（案）
 - ・ 国内措置
 - ・ 輸入措置
- 今後の予定



これまでの対策








■ BSE対策の経緯

| | 国内 | | | 輸入 | |
|-------------------|-----------------|---|--|---|------------------|
| | 検査対象 | SRM 除去 | その他の動き | 米国・カナダ | ヨーロッパ |
| H 8. 3 H12. 12 | | | | | 英国産：禁止 EU産：禁止 |
| H13. 9 | 国内で1頭目のBSE感染牛確認 | | | | |
| H13. 10 | 全頭検査 | <ul style="list-style-type: none"> ・除去・焼却義務づけ <ul style="list-style-type: none"> -頭部 (舌・頬肉以外) -せき髄 -扁桃 -回腸遠位部 | <ul style="list-style-type: none"> ・肉骨粉飼料完全禁止 ・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布 | カナダ産：禁止 米国産：禁止 | |
| H14. 6 | | | | | |
| H15. 5 H15. 12 | | | | | |
| H16. 2 | | | | | |
| H17. 8 H17. 12 | 21か月齢以上 | | | 20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1～7 混載事例発生のため 米国産の輸入手続停止 | |
| H21. 4 H21. 5 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ピッシング禁止 ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定 | | |



■ 飼料規制

| | | 給与飼料 | | | | | |
|-------------|-------------|---|-----|---|-----|---|-----|
| | | 日本  | | 米 国 ・ カナダ   | | EU (オランダ・フランス)   | |
| | | 牛 | 豚・鶏 | 牛 | 豚・鶏 | 牛 | 豚・鶏 |
| 肉 骨 粉 | 牛 | × | × | × | ○ | × | × |
| | SRM (注1) | × | × | × | ○→× | × | × |
| | 豚 | × | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | 鶏 | × | ○ | ○ | ○ | × | × |

○：使用可、×：使用不可

(注1) 米国では、30か月齢以上の牛の脳及びせき髄

(注2) 米国及びカナダが、1997年に開始した飼料規制においては、牛のSRMの豚・鶏に対する飼料への利用が認められていたが、カナダでは2007年、米国では2009年に禁止された。



再評価の実施の経緯



■ 牛海綿状脳症(BSE)対策の再評価について

- 国内外での飼料規制等の対策の結果、BSEの発生数は大きく減少し、リスクが低減
 - ～世界では、約3万7千頭(1992年、発生のピーク)→29頭(2011年)
 - ～国内では、平成15年(2003年)以降に出生した牛からは、BSE陽性牛は、確認されていない
- OIEにより「管理されたリスクの国」と認定された国々から、国際基準に則した貿易条件への早期の移行について要請



平成13年10月の対策開始から10年が経過したことから、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制、輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月19日、食品安全委員会に諮問した。



■ 食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問(平成23年12月19日)

1 国内措置

- (1) 検査対象月齢
現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。
- (2) SRMの範囲
頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2 国境措置(米国、カナダ、フランス及びオランダ)

- (1) 月齢制限
現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。
- (2) SRMの範囲
頭部(扁桃を除く。)、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。
※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値(上記1(1)及び2(1))を引き上げた場合のリスクを評価。



■ 食品安全委員会からの答申（平成24年10月22日）

【国内措置】 日本

- ・ 検査対象月齢:規制閾値が「20か月齢」の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ・ SRMの範囲:「全月齢」の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

【国境措置】 米国、カナダ、フランス、オランダ

- ・ 月齢制限:規制閾値が「20か月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。
- ・ SRMの範囲:「全月齢」(フランス・オランダは「輸入禁止」)の場合と「30か月齢超」の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。

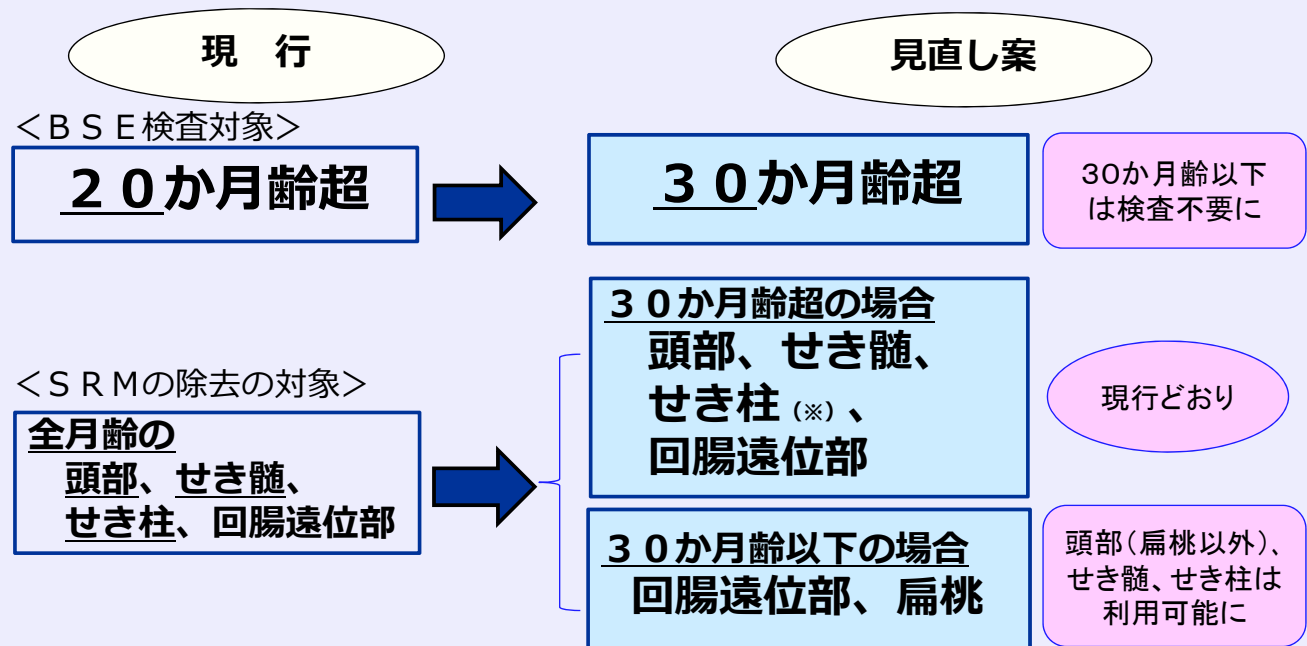


食品健康影響評価を踏まえた対応 (案)

・・・国内措置・・・



■ 国内措置の見直し案 ① ～検査対象・SRMの除去の対象～



- ・ 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則及びと畜場法施行規則の改正
- ・ 食品、添加物等の規格基準の改正

※ せき柱中の背根神経節にBSEプリオンが蓄積されるため、せき柱を規制の対象としているが、骨の部分にはリスクはないため、骨の突起部分について規制の対象外となる範囲を拡大する。



■ 国内措置の見直し案 ② ～分別管理～

新たに、30か月齢以下の牛に限って、頭部（扁桃以外）・せき髄・せき柱が利用可能になるため、30か月齢超と、30か月齢以下の牛を分別することが必要



「SRMの管理及びBSE検査に係る分別管理ガイドライン」を通知予定

- BSE検査対象となる牛の分別管理について規定
- 30か月齢以下の頭部（扁桃除く）及びせき髄を食用に供する場合の分別管理や汚染防止規定を追加

など



日本のSRMの管理及びBSE検査に係る分別管理

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。)の牛個体識別台帳に基づき月齢を確認。(と畜検査申請書への月齢及び個体識別番号の記載)



耳標



と畜検査申請書

年 月 日

(あて先)
●●●知事

申請者 住所
氏名
年 月 日生

法人の場合は、その名称
および代表者の氏名

下記の獣畜のとさつまたは解体について、と畜場法第14条の規定による検査を受けたいので申請します。

| | | | | | |
|-------------------|-----|-----|------------|-------|--------|
| と殺または解体をしようとする年月日 | | | | 年 月 日 | |
| 性別 | 品 種 | 月 齢 | 出生の 年月日 | 産 地 | 個体識別番号 |
| | | | | | |

